平成２９年９月２０日

広島大学教職員組合執行委員長
坂　元　国　望　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

附属学校間異動に係る経済的負担弁済の再要求について（回答）

２０１７（平成２９）年８月２９日付けで要求のありました標記のことについて，下記のとおり回答します。

記

１）異動前の住居から通勤している者
　大学側に起因する事象によって生じた避けられない支払い行為については，大学が全額補償するのが当然です。往復分の新幹線料金の支払いを求めます。

（回答）

本学における通勤手当支給の趣旨は「通勤に要する費用を補助する目的で支給する。」としており，実費を全額支給することとはしていません。それゆえ，今回のような特別な事情があり，特別措置を行ったとしても，実費を全額支給することは，学内均衡を失することとなり，適当ではないと考えます。

前回の提案は，大学が対応可能な範囲として，お示ししておりますので，ご理解願います。

２）転居した者
　提案額では今回の急な異動通告のため発生した4月分家賃の二重払い（引越し前と引越し先の2か所）が考慮されていません。これについては2か所分の支払いを求めます。また，Ｆ氏は4月前半は広島市内のホテルを拠点に勤務しており，福山―広島間の通勤手当も受給していません。したがって4月6日の福山への離退任式への交通費の全額の支給を求めます。

（回答）

住居手当は，「自ら居住するための住宅を借り上げ，当該家賃の負担を軽減するために支給する。」こととしており，将来に向かって自ら居住するための住居について，その家賃額を一部支援しているもので，当該教員に2か所の住居手当を支払うことは適当ではないと考えます。

一方，離退任式へ出席した教員については，既に福山地区から広島地区への復路分の交通費を支給していますが，当日は広島地区に居住していたことを確認しましたので，広島地区から福山地区への往路分の交通費の支給について，附属学校支援グループにおいて支給手続きを進めております。